

### 議案第 3 号

伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成 21 年条例第 1 号）  
の一部を改正する条例（平成 24 年条例第 2 号）を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 13 日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

#### 理由

伊賀南部ストックヤード内に設置する多目的スペースを伊賀南部リサイクルプラザの分館とし、その名称及び位置を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊賀市奥鹿野1990番地に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 プラザの名称、位置及び施設は、次のとおりとする。

名 称	位 置	施 設
伊賀南部リサイクルプラザ	伊賀市奥鹿野 1990番地	再生品工房、再生品保管室、再生品展示コーナー、市民活動室、研修室、環境学習コーナー及び浴室
伊賀南部リサイクルプラザ分館	名張市青蓮寺 2723番地	多目的スペース

第4条を削る。

第5条（見出しを含む。）中「開館時間」を「使用時間」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「及び浴室」を「、浴室及び多目的スペース」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。